

## 8 各種研修体系等の見直しについて

## 9 強度行動障害を有する者等に対する支援について

### (1) 強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、平成 25 年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を創設したところである。

さらに、平成 26 年度には、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設し、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととしたところである。

これらの研修の修了者については、平成 27 年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としているところであるが、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護、計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスについても当該加算を創設したことから、各都道府県におかれては、研修の実施について更なる積極的な取組をお願いしたい。

なお、これらの加算の算定要件の経過措置については、平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとしているが、「重度障害者支援加算及び強度行動障害児特別支援加算に係る経過措置の終了について」（平成 31 年 2 月 27 日事務連絡）においてご連絡したとおり、当該研修の受講状況等を踏まえて、当該日をもって終了とするので、各都道府県におかれては必要な養成者が受講できるよう遺漏のないように対応をお願いします。

また、地域生活支援事業の「地域生活支援促進事業」に位置付けられている「強度行動障害支援者養成研修事業」や、「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」を活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いします。

今後の予定としては、近日中に各都道府県に対し平成 31 年度の両事業に係る要望見込額の提出を依頼し、申請手続までに事前調整を行うこととしているので、予めご承知おき願いたい。

また、これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、平成 31 年度においても独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が実施する予定であり、6 月 4 日・5 日（基礎研修）、6 月 6 日・7 日（実践研修）に国立障害者リハビリテーションセンター学院において研修を開催する予定である。正式な依頼等については改めて連絡させていただくので、受講者の推薦等ご協力をお願いします。

## (2) 強度行動障害支援者養成研修のカリキュラム等の見直し

平成 25 年度から「強度行動障害支援者養成研修」を実施しているが、5 年以上経過していることから、更なる質の高い、かつ、より専門的で効果的なカリキュラムが求められているところである。また、研修内容については均一な研修水準とすることが課題となっている。

今後、「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究（平成 30 年度障害者総合福祉推進事業）」や「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修実施のための教材開発等に関する研究（平成 31 年度障害者総合福祉推進事業）」を踏まえ、現行のカリキュラムの見直しやテキスト等の検討、作成を予定しているので、詳細は来年度以降にお知らせするが、あらかじめご承知おき願いたい。

## (3) 強度行動障害を有する者に対する対応について

現在、障害支援区分の認定にあたっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしており、そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

認定調査についてはこうした点に留意し、また、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める等、再度、障害支援区分認定に係る趣旨をご理解いただき、遺漏なき取扱いがなされるようお願いする。

## (4) 介護職員等による喀痰吸引等の実施等

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配慮願いたい。

なお、平成 29 年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第 3 号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力により実施させていただいたところであるが、調査結果については厚生労働省ホームページで近日中にお示しする予定である。

本調査については、平成 30 年度分も引き続き実施する予定であるが、調査項目等の見直しを検討した上で、来年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力方お願いする。

また、現在、「介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究（平成30年度障害者総合福祉推進事業）」を実施しているところであるが、当該調査研究を踏まえ、今後、現行のテキスト（第3号研修）の改訂を行い、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

#### **（5）精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修について**

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る上での現状や課題として、長期入院精神障害者の地域移行に伴い必要となる障害福祉サービス・介護保険サービスの量と質を確保していく必要がある。

また、高齢の精神障害者の地域移行に関しては、介護保険による対応が必要となるケースが多いが、障害福祉分野と介護保険分野の双方の従事者において、精神障害者を支援するノウハウ・知見が必ずしも十分でないところである。

については、各自治体（県レベル・市町村レベル）における、両分野の連携を進めることが必要であり、現在、障害福祉制度における都道府県地域生活支援事業の任意事業として、「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」を実施しているところであるが、今後、さらに両分野の従事者に対する精神障害者への理解や関係機関との連携の促進に向けた実効性の高い研修等の検討を行う観点から、平成30年度障害者総合福祉推進事業において、（一社）日本介護支援専門員協会が「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査」を実施しているところである。

当該事業の結果を踏まえ、今後上記研修の見直しを行う予定であるが、各都道府県におかれては、両分野の担当者と連携して現状を御了知いただくとともに、今後適時情報提供させていただく内容を関係団体や関係機関等に対して周知いただき、受講が促進されるよう、協力をお願いする。

## 10 相談支援の充実等について

### (1) 相談支援の充実について

#### ① 計画相談支援及び障害児相談支援に係る新たなモニタリング実施標準期間及び基本報酬の全利用者への適用について【関連資料1、2】

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援及び障害児相談支援に関しては、計画相談支援等の全体的な質を向上するとともに、質の高い支援等を実施している事業者を適切に評価すること等を目的に、モニタリング実施標準期間や報酬体系の見直し等を行った。

このうち、新モニタリング実施標準期間及び計画相談支援の新基本報酬については、以下のように段階的な適用を行っている。

##### ○ 平成30年度

- ・ 自立生活援助、就労定着支援、日中サービス支援型共同生活援助、施設入所支援の利用者についてのみ、新モニタリング実施標準期間及び計画相談支援の新基本報酬を適用。

##### ○ 平成31年度以降

- ・ 上記に加え、居宅介護等、自立訓練、就労継続支援の利用者について新モニタリング実施標準期間を適用。また全ての利用者にも新基本報酬を適用。

管内の各市町村や事業所等に対して、段階的な見直しの内容について改めて周知いただき、平成31年4月以降の円滑な施行のための準備について遺漏なきよう努められたい。

#### ② 基幹相談支援センターの設置促進及び充実強化について【関連資料3】

基幹相談支援センターについては、平成30年4月時点で設置市町村の割合は37%と拡大されている一方で、一部の都道府県においては、設置している市町村が未だにない状況が引き続き見受けられる。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行うことも期待されており、設置していない市町村においては、地域の相談支援体制の充実を図る観点から基幹相談支援センターの設置を検討されたい。

また、基幹相談支援センターの設置促進を図る観点から、先行事例の収集・整理・分析を行い、未設置市町村が設置する際の参考となる手引きを作成しているところであり、平成30年度末にお知らせする予定としている。

平成31年度においては、地域における相談支援専門員の人材育成と支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センター等において計画相談支援事業所等によるモニタリング内容を検証する手法等に関するガイドラインを作成することとしている。ガイドラインの作成に当たっては、各市町村に既に設置されている基幹相談支援センター等に対して取組状況等の

調査を行う予定としているため、管内の各市町村や基幹相談支援センター等に対して調査等への協力について周知いただきたい。

### ③ 主任相談支援専門員について【関係資料 3】

平成 30 年度より、基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を創設し、基幹相談支援センターの人員配置に加えたところである。

主任相談支援専門員については、平成 30 年度より、国による養成研修を実施しており、平成 31 年度においても引き続き養成を行う予定である。研修の実施時期については、平成 30 年度より早い時期を予定しているところであるが、日時・場所等が決定し次第、各都道府県にお知らせすることとしている。

また、各都道府県における主任相談支援専門員の養成に当たっては、養成研修に係る実施要綱を平成 30 年度末に発出する予定としており、平成 31 年度以降、準備が整った都道府県から養成を始められたい。その際、主任相談支援専門員の確実な養成を図る観点から、国による養成研修を修了した主任相談支援専門員を中心とし、研修実施体制の確保、適切な定員の設定等について検討の上準備を進められたい。

なお、都道府県による主任相談支援専門員の養成研修の実施に係る費用については、「地域生活支援事業」のメニュー事業のうち「相談支援従事者等研修事業」（都道府県事業）に基づき交付することを可能とすることとしているのでご活用願いたい。

## (2) 相談支援専門員の研修体系の見直しについて【関係資料 4、5】

相談支援専門員研修制度の見直しに関しては、平成 31 年度より、各都道府県において新たなカリキュラムによる研修の実施を予定していたところであるが、平成 30 年度全国厚生労働関係部局長会議（平成 31 年 1 月 18 日開催）でお知らせしたとおり、障害当事者に参加を求めた検討会（「相談支援の質の向上に向けた検討会」）を設置し、研修項目や障害当事者の受講に伴う配慮等についての検討が必要となったことから、各都道府県で実施する研修については、平成 32 年度（2020 年度）以降に延期することとしている。本検討会については、年度内に 3 回程度の開催を予定しており、社会保障審議会障害者部会への報告後、改めて検討結果についてお知らせする。

## (3) サービス管理責任者等の研修体系の見直し等について

### ① サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直しについて【関連資料 6、7】

平成 31 年度より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者（以

下「サービス管理責任者等」という。)の養成に係る研修制度を見直し、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分け、段階的に実践的なサービス管理責任者等の養成を図ることとしている。あわせて、更新研修を創設し、現任者についても一定期間ごとに支援の質の維持・向上を図ることとしている。

告示及び関係通知の改正については、パブリックコメントを経て平成30年度末の発出を予定しているところであり、各都道府県においては、平成31年度より改正後の内容に基づく研修を実施していただくことになることから準備に遺漏なきようお願いする。

なお、研修制度見直しに伴う経過措置は、関連資料7記載のとおりであるので、ご留意いただきたい。

## ② サービス管理責任者等の配置に係る猶予期間の終了について

サービス管理責任者等の配置に関して、「事業の開始後1年間は、実務経験者については研修を修了しているとみなす」旨の猶予措置については、平成31年3月31日をもって終了となるので留意されたい（「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年9月29日厚生労働省告示544号））。

## ③ 各都道府県におけるサービス管理責任者等研修の開催頻度等について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の実施に当たり、一部の都道府県において、研修受講を希望しているにもかかわらず、事業所が所在する都道府県において研修を受講できない場合があるのご意見をいただいているところである。各都道府県におかれては、必要な養成数を確保する等の観点から、今後の事業者数の増加見込みや管内のニーズを十分踏まえた上で、研修開催時の定員規模や年間の開催回数等を設定していただくようお願いする。

あわせて、相談支援専門員研修の開催回数等についても同様に、再度点検いただくようお願いする。

また、今回のサービス管理責任者等研修の見直しに伴い、平成30年度までのサービス管理責任者等の研修修了者が資格を更新する場合については、平成35年（2023年）度末までに更新研修を受講する必要がある。そのため、各都道府県における更新研修の実施に当たっては、受講見込み者数を適切に見積もった上で各年度の研修の定員規模及び開催回数を設定されたい。例えば、受講期限の最終年度に受講者が集中することがないように、平成18年度から20年度までに研修を修了した者については平成31年度、平成21年度から23年度までに研修を修了した者については平成32年度に受講を促すなど、計画的な更新研修の受講が可能となるようご配慮いただきたい。

#### (4) 平成 31 年度における国研修の開催予定について

平成 31 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者等に係る国研修の受講者の要件については、平成 30 年度と同様、これまでの国研修との一定の継続性を保つ観点から、原則として、既受講者又は次年度も継続して受講できる者とする予定である。

また、開催の日程については、以下のとおりとする予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いします。

実施時期については、部局長会議でもお知らせしたとおり、例年と異なるためご留意いただきたい。

##### サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 31 年 6 月 12 日（水）～14 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
（埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地）

##### 相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 31 年 9 月 11 日（水）～13 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
（埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地）

# モニタリング実施標準期間の適用時期

○ 平成30年度報酬改定において新たに示したモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下のとおり。

対象者	旧モニタリング実施標準期間	新モニタリング実施標準期間及び適用時期	
		30年度～	31年度～
新規サービス利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型 共同生活援助	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援	1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

# 新たな基本報酬の全適用について

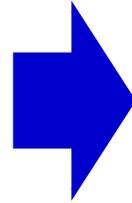
○ 平成31年4月1日以降に行われる計画相談支援及び障害児相談支援は全て見直し後の基本報酬を適用する。

※ 障害児相談支援は、モニタリング標準期間の見直しを行わないことなどから、基本報酬は据え置き

## (計画相談支援)

[旧単価]

イ サービス利用支援費	1,611単位
ロ 継続サービス利用支援費	1,310単位



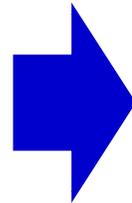
[見直し後]

イ サービス利用支援費	
(1) サービス利用支援費 (I)	1,458単位
(2) サービス利用支援費 (II)	729単位
ロ 継続サービス利用支援費	
(1) 継続サービス利用支援費 (I)	1,207単位
(2) 継続サービス利用支援費 (II)	603単位

## (障害児相談支援)

[旧単価]

イ 障害児支援利用援助費	1,611単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310単位



[見直し後]

イ 障害児支援利用援助費	
(1) 障害児支援利用援助費 (I)	1,620単位
(2) 障害児支援利用援助費 (II)	811単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	
(1) 継続障害児支援利用援助費 (I)	1,318単位
(2) 継続障害児支援利用援助費 (II)	659単位

注) (I) については、利用者数が40未満の部分について算定。(II) については、40以上の部分について算定。

# 主任相談支援専門員養成研修等事業について

平成30年度予算額 13,766千円 → 平成31年度予算案 14,803千円

## 概要

地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進・機能強化を図るための方策の検討等を行う。

## 事業内容等

### 【事業内容】

- ・主任相談支援専門員養成研修の実施(5日間、参加者200名程度)
- ・基幹相談支援センターにおけるモニタリング結果等の検証手法に関するガイドラインの作成

※平成30年度事業では、基幹相談支援センターの設置促進を図るための取組の好事例等を収集した手引きを作成

【実施主体】 国(民間団体へ委託予定)

(参考)

事業	H30年度	H31年度	H32年度
1. 主任相談支援専門員養成関係	制度創設 ・主任相談支援専門員養成テキストの作成	・国による養成実施	・都道府県による養成開始
2. 基幹相談支援センター設置促進関係	・設置促進のための手引きの作成	・市町村において手引きも活用し、センターの設置を促進 モニタリング結果等の検証手法に関するガイドラインの作成	・ガイドラインを参考に取組を推進

関連資料3

## 相談支援専門員研修制度の見直しに関する障害者部会（H30年3月2日）以降 の状況及び今後の対応方針（案）について

### （指摘内容）

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。



### （検討の方向性）

- あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理。
- 検討にあたっては、障害当事者の参画を前提とし、その際、身体障害、知的障害及び精神障害の各関係者の人数のバランスに配慮した構成とする。
- これまで障害者部会において議論されてきた経緯を踏まえ、検討の前提として、現時点で提示されている新カリキュラム（研修時間42.5時間（初任者研修）・24時間（現任研修））をベースとして検討をする。
- 研修の受講にあたり、障害者の負担が可能な限り少ない方法について検討を行う。

### （施行時期等）

- 検討に要する期間を考慮し、都道府県が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については、2020年度以降とする。

# 相談支援の質の向上に向けた検討会について

## 1 趣旨（要旨）

平成30年10月24日の社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直しに関して、研修項目や障害当事者の負担軽減等についての議論が行われた。これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について検討を行う。

## 2 主な検討事項

### (1) 研修項目に関する事項

相談支援専門員が必要とする価値・知識・技術を獲得できる研修項目及び時間数について

### (2) 研修受講における配慮に関する事項

障害当事者が研修を受講する場合の適切な配慮について

## 3 スケジュール

以下の日程で年度内に3回程度実施し、報告書を取りまとめる。

第6回 平成31年2月14日（木）

第7回 平成31年2月28日（木）

第8回 平成31年3月21日（木・祝日）

予備日 平成31年3月28日（木）

※ これまで行われてきた「相談支援の質の向上に向けた検討会」を継続して実施。

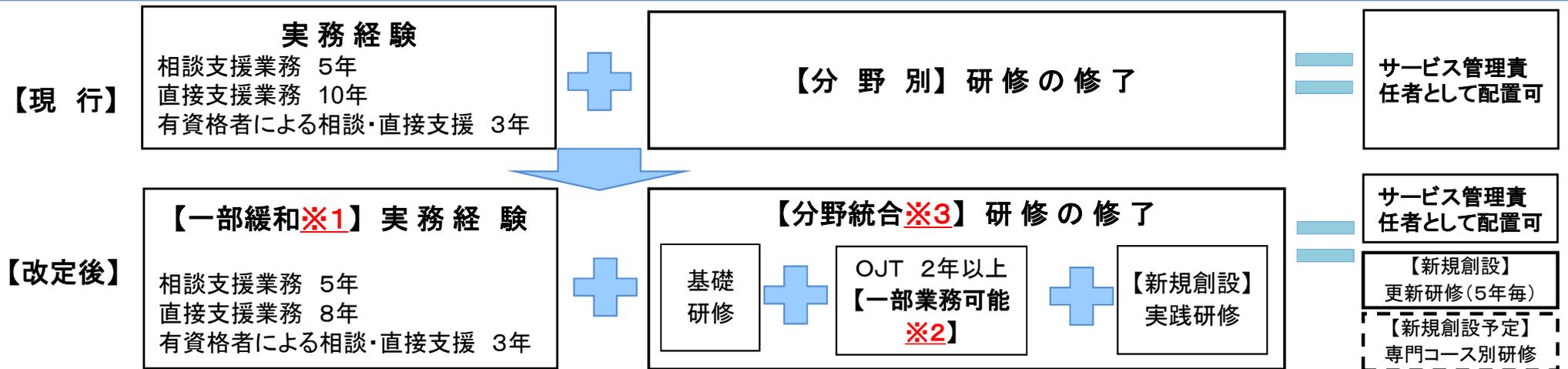
## 4 委員構成等（別添）

## 委員構成等

- 阿部 一彦(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長)  
今井 忠(一般社団法人日本発達障害ネットワーク(JDDnet)理事)  
今村 登(自立生活センターSTEPえどがわ理事長)  
内布 智之(一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構代表理事)  
大濱 眞(公益社団法人全国脊髄損傷者連合会代表理事)  
小澤 温(筑波大学人間系教授)  
小幡 恭弘(公益社団法人全国精神保健福祉会連合会事務局長)  
門屋 充郎(特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問)  
熊谷 晋一郎(東京大学先端科学技術研究センター准教授)  
鈴木 孝幸(社会福祉法人日本盲人会連合理事)  
田中 正博(全国手をつなぐ育成会連合会統括)  
玉木 幸則(特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問)  
富岡 貴生(公益財団法人日本知的障害者福祉協会相談支援部会副部会長)  
中西 正司(特定非営利活動法人当事者エンパワメントネットワーク理事長)  
松本 正志(一般財団法人全日本ろうあ連盟福祉・労働委員会委員)  
三浦 貴子(全国身体障害者施設協議会制度・予算対策委員長)

(五十音順、敬称略)

# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



※専門コース別研修については、厚生労働科学研究にて開発中

## 見直し内容の詳細 (H31.4～)

### 【現行】

#### ※1 実務経験の一部緩和

直接支援業務 **10年**

実務経験を満たして研修受講

- ・相談支援業務 5年
- ・直接支援業務 10年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年

#### ※2 配置時の取扱いの緩和

研修修了後にサービス管理責任者として配置可

#### ※3 研修分野統合による緩和

- 各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施
- 修了した分野及び児童発達支援管理責任者にのみ従事可

### 【改定後】

直接支援業務 **8年**

※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。

基礎研修は実務要件が**2年**満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講

【基礎研修受講時の実務経験】(現行→改訂後)

- ・相談支援業務 5年→3年
- ・直接支援業務 8年→6年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年

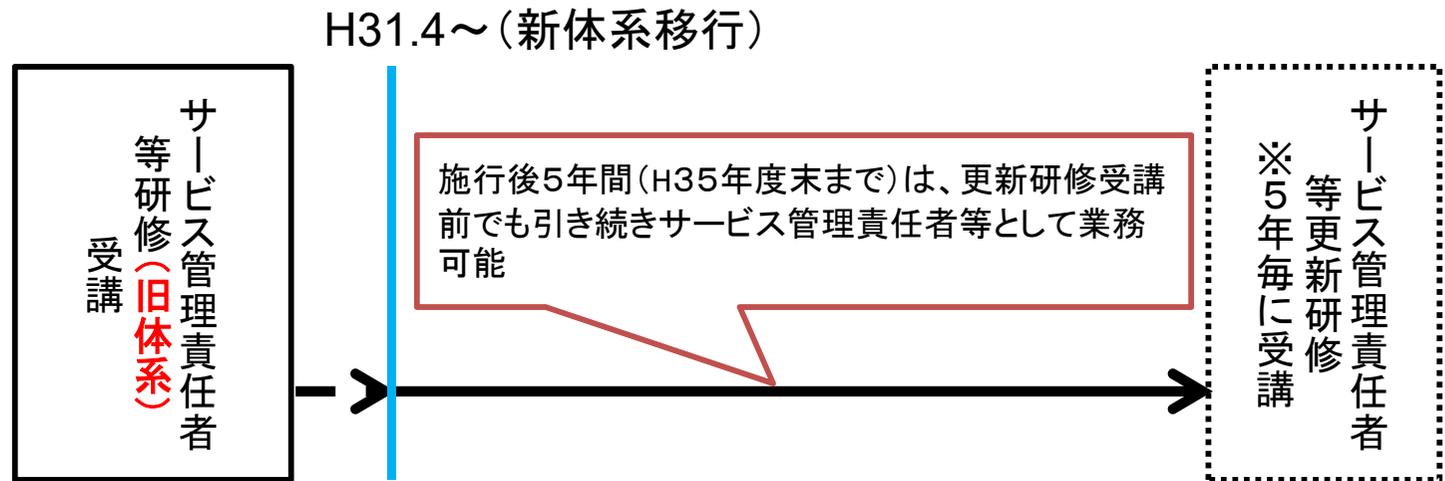
既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、**2人目以降のサービス管理責任者として配置可とする**とともに、**個別支援計画原案の作成を可能とする**。

- サービス管理責任者の**全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施**
- **他分野に従事する際の再受講は必要なし**

※ 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。

# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置について

## ① 現行研修受講済みの者について



## ② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31～33の基礎研修受講者に限る。

基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす。

